

宮古島市学習者用タブレット等賃貸借
企画提案応募要領

1. 目的

本業務は、令和２年度に GIGA スクール構想の実現に向けた環境整備の一環として整備した 1 人 1 台端末（学習用タブレット）の経年劣化に伴い、文部科学省の「公立学校情報機器整備費補助金」及び沖縄県の「沖縄県公立学校情報機器整備事業費補助金」（以下「補助金」という。）を活用した更新整備を行い、学習用端末を授業等で活用することを可能とした適切な運用支援及び保守を継続的に行うことを目的として実施する。

2. 概要

文部科学省が示している、GIGA スクール構想の実現に向けた標準的な仕様に基づく端末、周辺機器導入に至る設置及び初期設定だけでなく、学習者の日々の学習活動及び学校教育活動を円滑に行うため機器の保守・予備機を含めた機器の管理・運用支援を含める調達を実施する。

本調達は、令和 6 年 4 月 17 日付け「GIGA スクール構想の実現 学習者用コンピュータの調達等ガイドライン」に基づいた企画競争（プロポーザル）形式とし、提案を比較検討して契約候補者の決定を行う。契約候補者の決定後は双方合意の上、契約を行う。

3. 業務に関する各種事項

(1) 業務名

宮古島市学習者用タブレット等賃貸借

(2) 業務期間

ア. 設置期間：契約締結の日～令和 8 年 3 月 8 日

イ. 試用期間：令和 8 年 3 月 9 日～令和 8 年 3 月 31 日

ウ. 運用期間：令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日

(3) 業務内容

別添「仕様書」参照

(4) 選定方法

本プロポーザルは、書類による資格審査とプレゼンテーション等による審査により契約候補者となる事業者を選定する。提案者が 1 者のみの場合も、所定の審査の上、決定するものとする。審査は次の項目に基づいて行う。

ア. 資格審査及び書類審査

提出された書類による資格審査及び下記の評価基準による書類審査を行い、

提案者が2者を超える場合は、上位2者のみプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施する。

書類審査の評価項目

No	評価項目	評価基準
1	業務実績	●業務実績書（様式3）に記載された実績のうち、GIGA スクール構想による十分な台数の学習者用 Chromebook を導入した沖縄県内の地方公共団体数。
		●業務実績書（様式3）に記載された実績のうち、GIGA スクール構想による学習者用 Chromebook を導入した沖縄県内の小・中学校の導入台数。
		●業務実績書（様式3）に記載された実績のうち、GIGA スクール構想による学習者用 Chromebook の MDM 設定等のキッティングを含む導入をした沖縄県内の地方公共団体数。
2	見積価格	●見積書（様式5）に記載された企画提案見積価格。
		●見積書（様式5）及び見積明細書（任意様式）に記載された見積価格が適切な積算となっているか。

イ. プレゼンテーション及びヒアリングによる審査

資格審査及び書類審査において、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査の対象として選定された提案者に対し、プレゼンテーション（25分）及びヒアリング（15分）審査を行う。当該審査については、宮古島市学習者用タブレット等賃貸借に係る受託候補者選定委員会が下記の評価基準による審査を行い、順位の最も高い提案者を、契約候補者に選定する。なお、プレゼンテーションで使用できる資料は、「5.提出資料」に基づき提出された資料のみとする。（提案端末の実機持ち込みは可とする。）

プレゼンテーション及びヒアリングの評価項目及び評価基準

No	評価項目	評価基準	重点
1	会社の概要・実績	●Chromebook 等の端末納入業務(MDM 設定含む)に関する履行実績が十分にあるか。	
2	業務実施体制	●端末の配送・設定・入替に係る体制が具体的かつ明確であるか。 ●業務に係わる担当者等が有用な資格・実績を保有しているか。 ●不測の事態に対して対応できる体制となっているか。	○
3	提案内容	端末に関する ●端末(周辺機器含む)のスペック、品質及び耐久性が優れた提案内容か。	○
		端末等の納入 ●希望時期までに納入できるか。	

		に關すること	●学校または教育委員會の負担軽減が図られている提案内容か。 ●具体的で有益な提案内容か。	
		運用コストに關すること	●導入後、5年間運用でランニングコストを削減するための提案がされているか。	
		端末保証に關すること	●具体的で有益な提案内容か。 ●学校または教育委員會の負担軽減が図られている提案内容か。	
		保守に關すること	●担当者は十分な知識や資格を有しているか。 ●具体的な保守業務内容が提案されているか。 ●学校及び教育委員會の負担軽減になる提案になっているか。 ●学習者が安心して端末を使用できる保守内容となっているか。	○
		ヘルプデスクに關すること	●担当者は十分な知識や資格を有しているか。 ●具体的なサポート内容が提案されているか。 ●学校及び教育委員會の負担軽減になる提案になっているか。 ●学校が安心して利用できるヘルプデスク体制となっているか。	○
		追加提案について	●端末の利用促進に關し有益な提案内容か。	

(5) 実施日時及び場所等

【日 時】：令和7年8月25日（月）13:30～16:30

【場 所】：〒906-8501 宮古島市平良字西里1140番地
宮古島市役所庁舎 3階会議室①

(6) 審査方法及び審査結果

選定委員會は、非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。

審査結果は、全ての提案者に書面で通知する。なお、審査結果に関する問合せは受け付けない。

4. 業務に要する費用

(1) 提案限度額

465,313,002 円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は提案額の上限を示すものであり、契約金額を示すものではない。

※この金額は補助金交付額を除いた金額であり、総事業額を示すものではない。

※消費税及び地方消費税は 10%で計算すること。

※上記、「3.業務に関する各種事項」「(2) 業務期間」―「ウ. 運用期間」の期間分を毎月均等払いとする。

(2) 見積総額及び契約金額

本調達における教育委員会との契約金額について、受注者は補助金の共同申請者となるため、総事業額から補助金対象の内、補助金交付額分を除いた額（1 台あたり 56,100 円(税込)を上限として、学習者用端末価格の 2 / 3 台分を除いた額）での契約となる。

補助金対象となるタブレット端末及び付属品に係る物件費については補助金交付額を除いた金額を契約額に算入し、それを超える部分及び補助金対象外分の支払いについては「3.業務に関する各種事項」「(2) 業務期間」―「ウ. 運用期間」の期間分を毎月均等払いとする。

（詳細は調達仕様書の「別紙 2 補助金の流れについて」を参照のこと。）

5. 提出書類

事業者の状況や本事業への取組体制・管理運用能力等を審査するため、次の書類の提出を求めるものとする。なお、他者との比較資料は、他者の提案内容を妨害する恐れがあるため、提出しないこと。

(1) 提出書類の種類・必要部数

提出書類は、次のとおりとする。

- ア. 企画提案応募申請書（様式 1） 正本 1 部
- イ. 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し 正本 1 部
- ウ. 納税証明書(国税、県税、市町村税分)の写し 正本 1 部
- エ. 所在地見取図(本店及び市内にある支店又は営業所) 正本 1 部
- オ. 会社概要書（様式 2） 正本 1 部、副本 10 部
- カ. 資格証明書（任意様式） 正本 1 部、副本 10 部
- キ. 業務実績書（様式 3） 正本 1 部、副本 10 部
- ク. 業務実施体制（様式 4 - 1、4 - 2） 正本 1 部、副本 10 部
- ケ. 見積書（様式 5） 正本 1 部、副本 10 部
- コ. 見積明細書（任意様式） 正本 1 部、副本 10 部

- サ. 企画提案辞退届（様式 7）・・・・・・ 正本 1 部、副本 10 部
- シ. 端末スペック表（様式 8）・・・・・・ 正本 1 部、副本 10 部
- ス. 企画提案書（任意様式）・・・・・・ 正本 1 部、副本 10 部
- セ. 上記提出書類のデータ化資料・・・・・・ CD メディア 1 部

(2) 書式

- ア. 提出書類は、原則 A 4 判で作成し指定の様式を用いること。ただし、A 3 判の折込みは可とする。
- イ. 企画提案書については、タテ、ヨコを統一すること。また、枚数は、参考資料も含めて 20 枚（両面 40 ページ）以内とする。
- ウ. 提案説明は、専門用語をできるだけ避けるなど、平易な表現に努め、要点を簡潔にまとめること。専門性の高い用語は、書面に注釈を付記しておく等、内容が正しく把握できるよう工夫すること。
- エ. 表紙及び目次を付けること。（表紙及び目次は上記イの枚数に含めない）

(3) 提出書類の構成

業務実績書（様式 3）、業務実施体制（様式 4－1、4－2）、見積書（様式 5）、見積明細書（任意様式）、スペック表（様式 8）及び企画提案書（任意様式）には、次の事項を記載すること。

ア. 業務実績書（様式 3）

- ① 過去 5 年間（令和 2 年度から令和 6 年度までの間）で、GIGA スクール構想による小中学校向け情報端末等導入に関する契約締結した事業のうち、Chromebook の導入実績（地方公共団体数・端末台数）について記載すること。
- ② 上記①の Chromebook 導入実績の他、小中学校（私立含む）、国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体向け情報端末等導入に関する事業等のうち、過去 5 年間（令和 2 年度から令和 6 年度までの間）に契約を締結している実績について記載すること。
- ③ 上記①及び②について、契約書の写しを求める場合は提出すること。

イ. 業務実施体制（様式 4－1、4－2）

配送やキitting等に係る体制が具体的かつ明確に説明を記載し、業務に係わる担当者等で本業務に有用な資格・実績があれば記載すること。

ウ. 見積書（様式 5）

- ① 総事業額の内、補助金交付額を除いた金額を記載すること。
- ② 参考として、補助金交付額を除かない総事業額を記載すること。
- ③ 参考として、補助対象の端末 1 台あたりの金額を記載すること。

エ. 見積明細書（任意様式）

- ① 上記、見積書の補助金対象・補助金対象外の別を記載した、各工程(品名)の内訳・詳細の見積明細書を添付すること。

オ. スペック表（様式 8）

- ① 記入例を参考にスペック表を記入すること。
- ② 調達仕様を上回る点があれば記入すること。
- ③ カタログがあれば添付すること。

カ. 企画提案書（任意様式）

調達仕様書の業務内容を反映し、以下の内容を明瞭かつ具体的に記載すること。

- ① 会社の概要・実績
- ② 業務実施体制
- ③ 提案内容
 - (a) 端末に関すること
 - (b) 初期設定作業に関すること
 - (c) 端末等の納入・回収に関すること
 - (d) 保証に関すること
 - (e) 保守・ヘルプデスクに関すること
 - (f) 追加提案について

6. 応募の手続き等

(1) 応募に必要な書類の取得

応募に必要な書類については、宮古島市ホームページからダウンロードにより入手すること。

(2) 企画提案書等の提出

応募する事業者は、次により持参又は郵送(簡易書留で送付すること。)にて提出すること。

【提出期限】：令和 7 年 8 月 13 日（水）午前中まで

【提出先】：〒906-8501 宮古島市平良字西里 1 1 4 0 番地

宮古島市教育委員会 学校教育課 教育情報係

担当：上里 卓、友利 祐輝

7. 質問等

(1) 問合せ方法

下記代表アドレス宛てに質問書（様式 6）を送付すること。電話では受け付けない。

宮古島市教育委員会 学校教育課 教育情報係

Mail：be.joho@city.miyakojima.lg.jp

【質問書の提出〆切】：令和 7 年 7 月 28 日（月）午前中まで

(2) 回答方法

質問等に対する回答は、宮古島市ホームページにて Q&A として掲載またはメールにて回答する。また、回答内容は、本プロポーザルの実施要領や仕様書等に記載する内容の追加又は修正とみなす。

令和 7 年 7 月 31 日（木）までに回答がない場合は、宮古島市教育委員会 学校教育課 教育情報係に、電話またはメールにより確認を行うこと。

なお、本プロポーザル実施にあたり公平性が保てないと判断される質問については、回答しない場合がある。

8. 応募資格

次の要件を全て満たす法人とする。

- (1) 過去 5 カ年以内に、小中学校(私立含む)、国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体と同種又は類似する業務（国・地方公共団体との情報端末等の売買又は賃貸借契約等）の契約を締結し、履行した実績を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項各号に該当しないものであること。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当すると認められる事実があった後、3 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始がなされていないものであること。
- (5) 企画提案書の提出期限において、宮古島市工事請負契約に係る指名停止等指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) 国税及び県税並びに市町村税を滞納していないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でないこと（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 業務を遂行するために必要な知識、技術及び調査研究の実績等を有するものであること。
- (9) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤や事務処理体制を有し、関係者等との連絡・調整等を円滑に行い、打合せ等に常時参加できる体制を取れるものであること。
- (10) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)によるプライバシーマークまたは ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を取得していること。

- (11)事業者の本支店又は営業所が、沖縄県宮古島市内に1か所以上あること。
- (12)その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。
- (13)GIGA スクール構想による小中学校向け情報端末等(1人1台端末)を整備した実績があること。

9. 失格事項

本プロポーザルにおいて、提案者又は提出された提案書が次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載又は不備があった場合。
- (3) 選定結果に影響するような信義に反する行為、不誠実な行為があった場合。

10. 提案辞退

提案応募申請書兼誓約書を提出した者が、提案を辞退する場合は、企画提案辞退届（様式7）を持参又は郵送にて提出すること。

【提出先】：〒906-8501 宮古島市平良字西里1140番地

宮古島市教育委員会 学校教育課 教育情報係

担当：上里 卓、友利 祐輝

11. 契約事項

- (1) 選定委員会の評価が最も高い提案者(事業者)を契約候補者とし、契約に係る協議を行う。
- (2) 評価点が最も高い場合でも、評価の総合得点が一定の要件に満たないときは、契約候補者とならない。
- (3) 契約候補者が契約を締結しない場合又は協議が整わなかった場合は、その特定を取り消し、次点となった事業者を契約候補者とし、契約内容について協議を行い、契約を締結する。
- (4) 契約候補者は契約締結時、宮古島市契約規則第26条第1項により契約金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付しなければならない。但し、宮古島市契約規則第26条第3項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

12. 留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に係る経費については、提案者の負担とする。
- (2) 取得した情報の無断での利用、複写及び使用を禁ずる。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出期限以降の書類等の差し替え及び再提出は認めない。

- (5) プレゼンテーション審査で使用する大型提示装置は、宮古島市学習者用タブレット等賃貸借に係る受託候補者選定委員会事務局が用意するが、パソコン機器等は提案者が持参すること。また、特別な機器を用いる場合、事前に申し出ることとし、その他使用環境で疑問がある場合は、事前に確認すること。
- (6) 選定に係る資料は、原則非公開とする。

13. スケジュール

- (1) 質問書の提出期間
公告日～令和7年7月28日(月) 午前中まで。
- (2) 質問に対する回答
令和7年7月31日(木) (予定)
※ 回答を作成次第、HPに掲載するため、適宜確認すること。
- (3) 企画提案書等の提出
公告日～令和7年8月13日(水) 午前中まで。
- (4) 資格審査(書類による審査)結果通知
令和7年8月19日(火) (予定)
※ 審査対象が2者を超える場合、書類にて審査を実施。
- (5) プレゼンテーション及びヒアリングによる審査
令和7年8月25日(月)
※ プレゼンテーションの順番については、事務局にて決定する。
- (6) 審査結果通知
選定委員会終了後、各提案者宛に書面により速やかに通知する。
令和7年8月29日(金) (予定)

14. 事業担当

宮古島市学習者用タブレット等賃貸借に係る受託候補者選定委員会事務局
宮古島市教育委員会 教育部 学校教育課 教育情報係（宮古島市役所庁舎3階）
〒906-8501 宮古島市平良字西里1140番地
TEL：0980-72-9959
E-mail：be.joho@city.miyakojima.lg.jp